

**（仮称）松戸市リサイクルプラザ整備事業**

**入札説明書**

**平成31年4月8日**

**松 戸 市**



## < 目 次 >

1. 用語の定義	1
2. 入札説明書の位置付け	3
3. 本事業の概要	4
(1) 事業名称	4
(2) 対象となる公共施設等の種類	4
(3) 対象となる公共施設等の管理者	4
(4) 事業場所	4
(5) 本施設の概要	4
(6) 事業の目的	4
(7) 事業の内容	5
4. 入札に関する事項	8
(1) 事業者の募集及び選定方法	8
(2) 入札に関するスケジュール	8
(3) 入札手続き等	9
(4) 入札に関する担当部署等	15
(5) 入札参加資格要件	15
5. 応募者の審査及び落札者の選定	19
(1) 審査機関	19
(2) 落札者の決定方法	19
6. 本事業に関する提示条件	20
(1) 事業者の収入	20
(2) 事業者による資金調達	20
(3) 保険	21
(4) 想定されるリスクの分担	22
(5) 業務の委託等	22
7. 落札者決定後の手続き及び契約に関する事項	22
(1) 契約内容の協議	22
(2) 事業契約の締結	22
(3) 地位の譲渡等	23
(4) 入札保証金及び契約保証金	23

**【添付資料】**

- ・ 添付資料-1 事業実施区域
- ・ 添付資料-2 事業スキーム図（案）
- ・ 添付資料-3 対価の支払方法
- ・ 添付資料-4 モニタリング及び対価の減額
- ・ 添付資料-5 リスク分担表
- ・ 添付資料-6 提出書類の作成要領

## 1. 用語の定義

(仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業における入札説明書で用いる用語を次のとおり定義する。

- 市 : 松戸市をいう。
- 本事業 : (仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業をいう。
- 本施設 : (仮称) 松戸市リサイクルプラザ (管理棟及び計量棟を含む) をいう。
- マテリアルリサイクル推進施設 : 循環型社会形成推進交付金交付取扱要領に示されるマテリアルリサイクル推進施設に該当する施設をいう。
- 破碎選別処理施設 : マテリアルリサイクル推進施設のうち、不燃ごみ及び粗大ごみなどに対し、破碎設備により破碎処理を行う施設をいう。
- 圧縮梱包施設 : マテリアルリサイクル推進施設のうち、容器包装プラスチック、ペットボトル及び紙類などを圧縮し、梱包する施設をいう。
- 設計・建設業務 : 本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務をいう。
- 維持管理業務 : 本事業のうち、本施設の維持管理に係る業務をいう。
- P F I 方式 : 事業者において独自に資金を調達し、施設の整備を行い、公共サービスの提供を行う方式をいう。
- D B M 方式 : 設計 (Design)、建設 (Build)、維持管理 (Maintenance) を一括して発注する方式をいう。
- 事業者 : 民間事業者をいう。
- 応募者 : 入札に応募する事業者をいう。
- 落札者 : 市が設置する事業者選考委員会から優秀提案の評価を受け、選定された後、事業契約の締結を予定する者として市が決定した応募者をいう。事業者選考委員会で選定し、市が決定する。
- 代表企業 : 入札手続きにおいて応募者の代表を務める者をいう。
- 構成員 : 本事業の実施に関し、設計・建設業務、維持管理業務のうち、一部を請負い又は受託する予定の者をいう。
- 建設事業者 : 市と建設工事請負契約を締結する者で、本施設の設計・建設を担当する者をいう。
- 維持管理事業者 : 市と維持管理業務委託契約を締結する者で、本施設の維持管理業務を担当する者をいう。
- 事業契約 : 基本契約、建設工事請負契約及び維持管理業務委託契約の総称をいう。
- 基本契約 : 事業者が本事業を一括で発注するために、市と落札者で締結する契約をいう。
- 建設工事請負契約 : 本事業の設計及び建設のため、基本契約に基づき、市及び建設事業

者が締結する契約をいう。

維持管理業務委託契約 : 本施設の維持管理のため、基本契約に基づき、市及び維持管理事業者が締結する契約をいう。

基本協定 : 落札者の決定後、本事業開始のための準備行為等の基本的事項等について市及び落札者の間で締結される協定をいう。

仮契約 : 基本契約に際し、市議会での議決前の状態での契約をいう。

入札説明書等 : 本事業の入札公告に際して配布する書類で、入札説明書、要求水準書、事業契約書（案）及び落札者決定基準書等の書類をいう。

入札説明書 : 本事業の入札に参加する者に対して、市が事業条件や参加手続き等を説明するための書類をいう。

要求水準書 : 本事業の実施に当たり、設計・建設業務及び維持管理業務において事業者に要求する水準を規定したものをいう。

落札者決定基準書 : 応募者から落札者を選定するための評価項目や評価基準、採点方法等の基準を規定したものをいう。

プラント : 本施設のうち、処理対象物の処理に必要な全ての設備（機械設備、電気設備及び計装設備を含む。）を総称していう。

建築物等 : 本施設のうち、プラントを除く設備及び建築物を総称していう。

事業実施区域 : 工事範囲を示す区域であり、本施設の建築物等を設置する範囲とは異なる。

## 2. 入札説明書の位置付け

市では、本事業について「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）」の規定に準じて実施するため、平成 30 年 6 月 1 日に「(仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業 実施方針」を公表した。

本入札説明書は、本事業を実施する事業者選考のための制限付き一般競争入札の総合評価方式（地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2）に適用するものであり、本事業に係る入札公告に基づく事業者の募集及び選考等については、本入札説明書と一体のものである次の書類及びこれらに関する質問回答により、事業者は本事業を実施しなければならない。なお、次の書類及びこれらに関する質問回答で差異がある場合は、前者の規定を優先するものとする。

- ・ (仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業 要求水準書
- ・ (仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業 要求水準書 添付資料
- ・ (仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業 落札者決定基準書
- ・ (仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業 基本協定書（案）
- ・ (仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業 基本契約書（案）
- ・ (仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業 建設工事請負契約書（案）
- ・ (仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業 維持管理業務委託契約書（案）
- ・ (仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業 様式集

応募者は、入札説明書等の内容を十分理解した上で、本事業の目的に沿った条件で必要な書類等の作成を行うものとする。

### 3. 本事業の概要

#### (1) 事業名称

(仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業

#### (2) 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

#### (3) 対象となる公共施設等の管理者

松戸市長 本郷谷 健次

#### (4) 事業場所

松戸市七右衛門新田 316 番地の 4 (添付資料-1 参照)

#### (5) 本施設の概要

本施設の概要を次に示す。

項目	概要
施設の種類	マテリアルリサイクル推進施設 (管理棟、計量棟含む)
敷地面積	約 1.5ha
施設規模	39t/5h (内訳) 不燃系処理ライン 25.9t/5h 可燃系処理ライン 12.4t/5h 有害物処理ライン 0.7t/5h
処理方式	破碎+機械選別方式
処理対象物	【不燃系処理ライン】 ・粗大ごみ (不燃性) ・資源ごみ (びん・缶・紙布除く) ・陶磁器・ガラスなどのごみ 【可燃系処理ライン】 ・粗大ごみ (可燃性、プラ粗大) 【有害物処理ライン】 ・有害などのごみ

#### (6) 事業の目的

市では、市内で発生する粗大ごみ及び資源ごみ等について、資源リサイクルセンター (昭和 56 年 3 月竣工)、日暮クリーンセンター (昭和 63 年 3 月竣工) 及び和名ヶ谷クリーンセンター (平成 7 年 9 月竣工) の 3 施設で処理している。現施設の設備は、老朽化が進み、更新時期を迎えているほか、中間処理後の残さ物を施設間移動する必要があるなど、非効率となっている。

このことから、市では、粗大ごみの効率的な処理を目指して 1 施設に集約し、施設を更新

することとした。なお、施設整備に当たっては、技術開発動向を踏まえた省電力機器などの最新処理技術の導入及び維持管理費用の削減等を目指すものとする。

## (7) 事業の内容

### ① 事業方式

本事業は、DBM方式（Design：設計、Build：建設、Maintenance：維持管理）により実施する。事業者は、本施設の設計・建設業務及び20年間の維持管理業務を行うものとする。

### ② 契約形態

市は、本施設の設計建設業務及び維持管理業務を事業者に一括で行わせることから、本事業に係る基本契約を締結する。また、市は、基本契約に基づき、建設事業者と建設工事請負契約、維持管理事業者と維持管理業務委託契約を締結するものとする。（添付資料-2参照）

### ③ 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

- ・設計・建設期間：契約締結日の翌日から平成33年(2021年)11月30日まで
- ・維持管理期間：平成33年(2021年)12月1日（又は本施設が建設事業者から市に引き渡された日の翌日のいずれか遅い日）から平成53年(2041年)11月30日まで

### ④ 事業期間終了後の措置

事業者は、事業期間終了時、市の定める明渡し時において、維持管理期間終了後も継続して10年間程度使用することができるよう、本施設の要求水準を満足する状態に保って、市又は市が指定する第三者に引き継ぐものとする。なお、引継ぎに際し、市では、第三者機関による検査を行い、維持管理業務終了後10年間程度、本施設を継続して使用することに支障がなく、大きな損傷や汚損などがない良好な状態であることを確認する。

### ⑤ 対象となる業務範囲

#### 1) 事業者が行う業務

ア) 本施設の設計・建設に関する業務

- ・プラント設備設計・工事
- ・建築工事設計・工事（造成設計・工事含む）
- ・その他本事業に伴う設計及び工事
- ・市が提示する調査結果以外の必要な事前調査
- ・市が行う循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という）の申請に係る支援

- ・設計及び工事に係る許認可申請、及び市が行う申請に係る支援
- ・市が行う住民対応に係る支援
- ・その他これらを実施する上で必要な業務（試運転・運転指導含む）

イ) 本施設の維持管理に関する業務

- ・維持管理業務
- ・情報管理業務（記録・報告・情報発信等）
- ・環境管理業務
- ・その他これらを実施する上で必要な業務

2) 市が行う業務

ア) 本施設の設計・建設に関する業務

- ・用地の確保（確保済み）
- ・生活環境影響調査（調査済み）
- ・本施設の設計・施工監理
- ・循環型社会形成推進交付金申請
- ・許認可申請（市実施分）
- ・住民対応

イ) 本施設の維持管理に関する業務

- ・搬入管理業務
- ・運転管理業務（選別・回収物の搬出、残さの搬出・処分を含む）
- ・関連業務（周辺住民対応、見学者対応、施設警備、清掃・植栽管理等）
- ・事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

⑥ 事業者による資金調達

本事業は、P F I 方式ではないため、資金については市が用意することから、事業者による資金調達は無い。

市は、本事業の実施に関して、循環型社会形成推進交付金の適用を予定している。循環型社会形成推進交付金申請等の手続は市において行うが、事業者は、申請手続に必要な書類の作成等について市を支援するものとする。

⑦ 関係法令の遵守

市及び事業者は、本事業を実施するに当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）をはじめ、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

## ⑧ 事業スケジュール

本事業は、次のスケジュールで実施する予定である。

内容	日程
① 落札者の決定及び公表	平成 31 年(2019 年) 7 月下旬
② 基本協定締結	平成 31 年(2019 年) 8 月上旬
③ 仮契約締結	平成 31 年(2019 年) 10 月上旬
④ 契約議案の市議会議決	平成 31 年(2019 年) 12 月
⑤ 事業契約締結	平成 31 年(2019 年) 12 月
⑥ 本施設の設計・建設	契約締結日の翌日から平成 33 年(2021 年)11 月 30 日まで
⑦ 本施設の維持管理業務	平成 33 年(2021 年)12 月 1 日 (又は本施設が建設事業者から市に引き渡された日の翌日のいずれか遅い日) から平成 53 年(2041 年)11 月 30 日まで

#### 4. 入札に関する事項

##### (1) 事業者の募集及び選定方法

本事業では、応募者が入札公告に際して配布する入札説明書等に示す参加資格要件を満たしており、かつ応募者の技術提案内容が、技術的観点等から市の要求水準を満足することが見込める内容であることを前提として、落札者を決定する。なお、落札者の決定は、公平性及び透明性を確保する観点から、制限付き一般競争入札の総合評価方式により行う。

##### (2) 入札に関するスケジュール

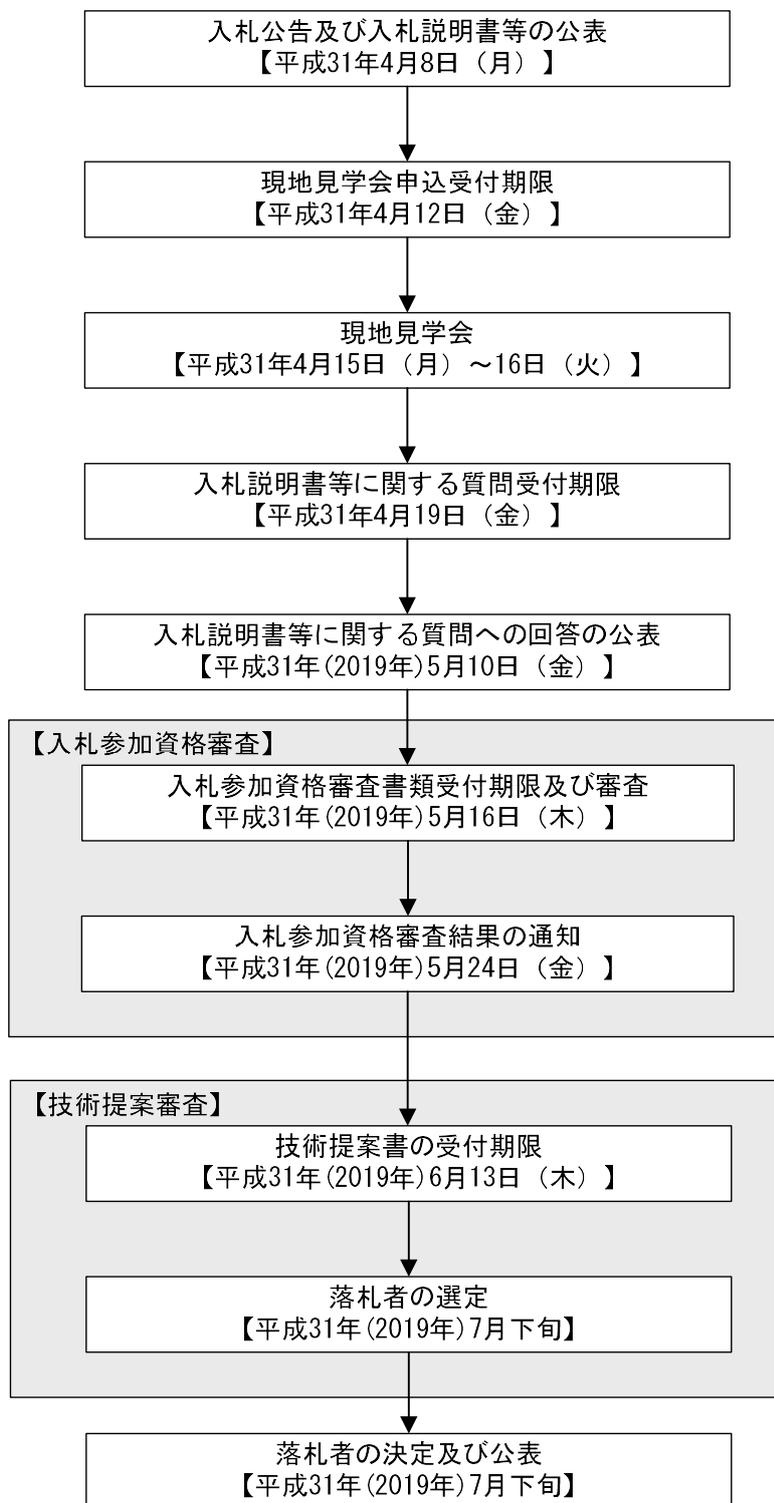
本事業の実施スケジュールは、次を予定している。

内容	日程 (案)
① 入札公告及び入札説明書等の公表	平成 31 年 4 月 8 日 (月)
② 現地見学会申込受付期限	平成 31 年 4 月 12 日 (金)
③ 現地見学会	平成 31 年 4 月 15 日 (月) ~ 平成 31 年 4 月 16 日 (火)
④ 入札説明書等に関する質問受付期限	平成 31 年 4 月 19 日 (金)
⑤ 入札説明書等に関する質問への回答の公表	平成 31 年 (2019 年) 5 月 10 日 (金)
⑥ 入札参加資格審査書類受付期限及び審査	平成 31 年 (2019 年) 5 月 16 日 (木)
⑦ 入札参加資格審査結果の通知	平成 31 年 (2019 年) 5 月 24 日 (金)
⑧ 技術提案書の受付期限	平成 31 年 (2019 年) 6 月 13 日 (木)
⑨ 落札者の選定	平成 31 年 (2019 年) 7 月下旬
⑩ 落札者の決定及び公表	平成 31 年 (2019 年) 7 月下旬
⑪ 基本協定締結	平成 31 年 (2019 年) 8 月上旬
⑫ 仮契約締結	平成 31 年 (2019 年) 10 月上旬
⑬ 事業契約締結	平成 31 年 (2019 年) 12 月下旬

### (3) 入札手続き等

#### ① 入札手続きの概要

入札手続きの概要は、次のとおりである。



※「松戸市低入札価格調査実施要綱（平成31年4月1日改正）」に示す調査基準価格の対象となった場合は、「⑨落札者の選定」以降の日程が変更となる可能性がある。

## ② 入札公告（入札説明書等の公表）

入札公告は、平成 31 年 4 月 8 日に行い、次の書類を併せて公表する。

- ・ 入札説明書
- ・ 要求水準書
- ・ 基本協定書（案）
- ・ 基本契約書（案）
- ・ 建設工事請負契約書（案）
- ・ 維持管理業務委託契約書（案）
- ・ 落札者決定基準書
- ・ 様式集

## ③ 現地見学会に関する提出書類の受付

応募者の代表企業は、次の要領に従って現地見学会に関する提出書類（様式第 1-1 号～第 1-2 号）を提出すること。

### 1) 対象

入札参加希望者

### 2) 提出期間

公告日から平成 31 年 4 月 12 日（金）正午まで

### 3) 提出方法

応募者の代表企業が、次に示す提出先に電子メールで提出すること。なお、提出後は、市へ受付確認の電話をすること。

#### 【提出先】

担当課（室）： 松戸市 環境部 廃棄物対策課 清掃施設担当室  
E-mail : mcsshisetsu@city.matsudo.chiba.jp  
件 名 : 【松戸市】現地見学会に関する提出書類（事業者名）  
電 話 : 047-366-7335

### 4) 提出書類

- ア) 現地見学会への参加申込書（様式第 1-1 号）
- イ) 現地見学会に係る誓約書（様式第 1-2 号）

## ④ 現地見学会の開催

### 1) 現地見学会実施日

平成 31 年 4 月 15 日（月）～平成 31 年 4 月 16 日（火）とする。

### 2) 見学に当たっての注意事項

- ア) 見学会は、午前又は午後の 2 時間を 1 単位とし、各参加者 1 単位までとする。市で日程を調整の上、参加申込書提出企業へ通知する。
- イ) 見学会への参加者数は 10 名以内とする。見学に当たっては、参加者の所属企業が確

認できる身分証明書等を参加者各自が持参すること。

## ⑤ 入札説明書等に関する質問受付及び回答

入札説明書等に関する質問受付及び回答は、次のとおり実施するものとし、電話等による質問には一切応じない。なお、応募者の特殊な技術、ノウハウ等に係り応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、質問に対する回答は公表するものとし、市が必要と認めた場合は質問について直接確認を行うことがある。

### 1) 提出期間

公告日から平成 31 年 4 月 19 日（金）午後 4 時まで

### 2) 提出方法

入札説明書と同時に公表する「様式第 2-1 号（Microsoft Excel 形式）」に記載の上、次に示す提出先に電子メールで提出すること。なお、提出後は、市へ受付確認の電話をすること。

#### 【提出先】

担当課（室）： 松戸市 環境部 廃棄物対策課 清掃施設担当室

E-mail : mcsshisetsu@city.matsudo.chiba.jp

件名 : 【松戸市】入札説明書等に関する質問書・意見書（事業者名）

電話 : 047-366-7335

### 3) 回答の公表

平成 31 年（2019 年）5 月 10 日（金）午後 4 時までにホームページで公表する。

## ⑥ 入札参加資格審査に関する提出書類の受付

応募者の代表企業は、次の要領に従って入札参加資格審査に関する提出書類（様式第 3-1 号～第 3-6 号）を提出すること。

### 1) 対象

入札参加希望者

### 2) 提出期間

本入札説明書等公表後から平成 31 年（2019 年）5 月 16 日（木）まで

### 3) 提出方法

応募者の代表企業が担当部署へ簡易書留で郵送（当日消印有効）により提出する。

### 4) 提出書類

ア) 入札参加資格審査申請書（様式第 3-1 号）

イ) 応募者の構成（様式第 3-2 号）

ウ) 委任状（代表企業）（様式第 3-3 号）

エ) 入札参加資格要件確認書 その 1（①～③）（様式第 3-4 号）

オ) 入札参加資格要件確認書 その 2（様式第 3-5 号）

※本様式において、入札保証金免除にかかる実績確認を行うものとする。

カ) 入札参加資格要件確認書 その3 (様式第3-6号)

## 5) 結果通知

入札参加資格審査結果は、平成31年(2019年)5月24日(金)に応募者の代表企業に書面等で通知する。その際、技術提案書の作成に必要な応募者名を交付する。

## 6) 入札参加資格審査結果理由の説明請求

- ア) 審査の結果、入札参加資格が認められなかったものは、その理由について市に対して説明を求めることができる。
- イ) 入札参加資格審査結果理由の説明を求める場合は、結果通知を受けた日の翌日から3日以内に、担当部署へ書面(書式は自由)を提出すること。提出方法は郵送(当日消印有効、簡易書留に限る。)によるものとする。
- ウ) 説明を求めた者に対する回答は、速やかに書面により行う。
- エ) 再苦情の申し立てをする場合においては、「松戸市入札及び契約の過程並びに指名停止の措置に係る苦情処理手続き要領」により苦情を申し立てすることができる。

## ⑦ 入札書・技術提案書

応募者の代表企業は、次の要領に従って入札書及び本事業に対する提案内容を記載した技術提案書を提出すること。なお、市は、応募者の提案内容についてヒアリングを実施することを予定している。

### 1) 対象

入札参加資格審査の結果、参加資格が認められた応募者

### 2) 提出期間

平成31年(2019年)6月13日(木)まで

### 3) 提出方法

応募者の代表企業が担当部署へ簡易書留で郵送(当日消印有効)により提出する。

### 4) 提出書類

「入札説明書添付資料-6 提出書類の作成要領」に規定する様式による。

### 5) ヒアリング

ヒアリングの詳細については、別途技術提案書を提出した者に通知する。

### 6) 開札

開札場所、開札日時及び開札への立会い等については、別途、市が技術提案書を提出した者に通知する。

#### ア) 開札時期

平成31年(2019年)7月下旬

#### イ) 開札場所

市が指定する場所

### 7) 入札結果の通知

平成31年(2019年)7月下旬に応募者の代表企業に書面で通知する。入札結果の概要

についてはホームページで公表する。

#### 8) 審査結果理由の説明請求

- ア) 審査の結果、落札者とならなかったものは、その理由について市に対して説明を求めることができる。
- イ) 審査結果理由の説明を求める場合には、市が通知した日の翌日から起算して3日以内（期間中の休日を除く。）に担当部署へ書面（書式は自由）を提出すること。提出方法は郵送（当日消印有効、書留に限る。）によるものとする。
- ウ) 説明を求めたものに対する回答は、速やかに書面により行う。

#### 9) その他

- ア) 提出期限に遅れた技術提案書は、受け付けない。
- イ) 提出時には、身分を証明できるもの（社員証、運転免許証）の提示を求める場合がある。

### ⑧ 入札に関する留意事項

#### 1) 入札説明書等の承諾

応募者は、「入札参加資格審査申請書（様式第3-1号）」の提出をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したものとする。

#### 2) 費用負担

応募申込みに係る経費は、応募者の負担とする。

#### 3) 提出書類の取扱い

##### ア) 技術提案書の変更等の禁止

技術提案書の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。また、理由のいかんに関わらず返却しない。ただし、市が必要と認めた場合はこの限りではない。

##### イ) 著作権

応募資料の著作権は、応募者に帰属することとするが、審査結果の公表において必要な場合、応募者に事前に協議した上で必要な範囲において、市が公表等を行うことができるものとする。

##### ウ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

#### 4) 資料の取扱い

市が提供する資料は、本事業の入札に係る検討以外の目的に使用することはできない。

#### 5) 使用言語及び単位、時刻

「入札説明書添付資料-6 提出書類の作成要領」及び各様式に特別に指定するもの以外は、入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

## 6) 入札の辞退

応募者は、技術提案書の提出期限までは、随時、入札を辞退することができる。入札辞退届の提出要領は次のとおりとする。

### ア) 提出期限

平成 31 年(2019 年)6 月 7 日 (金) までとする。

### イ) 提出方法

応募者が「入札辞退届(様式第 2-2 号)」を担当部署へ郵送(当日消印有効)により提出する。

### ウ) その他

入札辞退の撤回はできないものとする。

## 7) 入札の中止等

本事業の入札手続きに関して市が必要と認めたときは、入札の執行を取りやめることができる。なお、応募者が損害を受けることがあっても、市は、その賠償の責を負わないものとする。

## 8) 入札無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア) 入札説明書に規定する入札参加資格のない者が行った入札

イ) 入札参加資格審査に関する提出書類に記載された応募者以外の者が行った入札

ウ) 談合その他不正行為があったと認められる入札

エ) 応募者の記名並びに応募者の代理人の署名及び押印を欠く入札又は入札事項を明示しない入札

オ) 技術提案書等に虚偽の記載をした者が行った入札

カ) 同一事項に対し 2 通以上の書類提出がなされた入札

キ) 所定の日時までに入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者のした入札

ク) 指定した入札書以外の入札

ケ) 入札金額を訂正した入札

コ) 指定した様式以外の事業費内訳書を提出した入札

サ) 事業費内訳書の提出がない入札

シ) 事業費内訳書記載項目の事業名称・事業場所を誤記入した入札

ス) 事業費内訳書の内訳項目それぞれの金額の合計額が誤っている入札

セ) 入札額と事業費内訳書の合計が異なる入札

ソ) 入札に参加しようとする者との間に「特定関係がある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者の中で、入札に参加しないことになった者が入札期間終了までに入札辞退届を提出しなかった場合、特定関係にある全者の入札

タ) 設計・建設工事費及び維持管理業務委託費の両方又はいずれかの予定価格を超える入

札

チ) その他入札説明書等において示した入札条件に違反した入札

#### 9) その他

入札説明書等に定めるもののほか、入札にあたって必要な事項が生じた場合には、市は応募者に通知することとする。

#### (4) 入札に関する担当部署等

##### ① 担当部署

本入札に関する担当部署（提出書類等受付窓口）は、次のとおりとする。

##### 【担当部署】

担当課 : 松戸市 環境部 廃棄物対策課 清掃施設担当室  
住 所 : 〒271-8588  
千葉県松戸市根本 387 番地の 5  
電 話 : 047-366-7335  
E-mail : mcsshisetsu@city.matsudo.chiba.jp

##### ② 入札に関する資料公表方法

入札説明書等は、市のホームページで公表する。

#### (5) 入札参加資格要件

事業者は、次の参加資格要件を全て満たす場合、本事業に応募することができる。また、市は、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

##### ① 応募者の構成等

- 1) 応募者は、設計・建設業務及び維持管理業務を実施する予定の複数の企業で構成する企業グループとする。なお、一つの企業がこれらの役割を兼ねることができるものとする。
- 2) 応募者は、本事業の設計・建設業務又は維持管理業務を行う企業のうち、構成員で構成されるものとする。
- 3) 応募者の構成員の中から「(5) ② 本施設におけるプラントの設計・建設業務を行う者の要件」を全て満たす1者を「代表企業」として定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- 4) 企業グループを構成する場合、構成員の変更は認めない。ただし、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りではない。
- 5) 企業グループを構成する場合、構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。
- 6) 企業グループを構成する場合、代表企業、構成員のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の代表企業、構成員になることは認めない。なお、「資本関係又

は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ。）。

ア) 資本関係がある場合

次の a) 又は b) のいずれかに該当する二者の場合。

- a) 親会社（会社法第 2 条 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ) 人的関係がある場合

次の a) 又は b) のいずれかに該当する二者の場合。なお、役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

- a) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- b) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ) その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

また、ア) 又はイ) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合、構成員が、複数の企業等で構成されるものである場合には、これらを構成するものについても他の応募者の構成員となることはできない。

- 7) 事業協同組合が入札に参加しようとする場合は、その組合等の構成員になっている者は、単独で入札に参加することはできない。
- 8) 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

## ② 応募者等の入札参加資格要件

### 1) 共通要件

次のいずれかに該当する者は、代表企業及び構成員になることができない。

- ア) 平成 30・31 年度松戸市入札参加業者資格者名簿に登載されている者のうち、本事業の公告日から落札者決定日までの間、松戸市建設工事等請負業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者
- イ) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のほか、次のいずれにも該当しない者
  - a) 手形交換所による取引停止処分を受けた日から 2 年間を経過しない者又は本事業の入札前 6 か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者
  - b) 会社更生法の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの構成手続開始が決定されていない者
  - c) 民事再生法の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
  - d) 本事業の公告日から落札者決定日までの間において、市から松戸市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外の措置を受けている者
  - e) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国

の調達事案に関し排除要請があり、かつ、当該状態が継続している者

ウ) 社会保険等の届出の義務を履行していない者

a) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務

b) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 号の規定による届出の義務

c) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

エ) 本事業の公告日から落札者決定日までの間、事業予定地の近接地域（最近部がおおむね 100m 以内）で市発注の本事業と同種の事業を請け負っていないこと。

オ) 廃掃法に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

カ) 直近事業年度の法人税、法人市民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者

キ) 次に示す本事業に係る発注者支援業務の受託者及び同業務における提携関係にある者、又はこれらの者と資本関係又は人的関係のある者

・ 八千代エンジニアリング株式会社

・ アンダーソン・毛利・友常法律事務所

ク) 市が設置する事業者選考委員会の委員が所属する企業

ケ) 本事業の公告日から落札者決定日までの間において、本事業について市が設置する事業者選考委員会の委員に対し、接触等の働きかけを行った者

## 2) 本施設におけるプラントの設計・建設業務を行う者の要件

本施設におけるプラントの設計・建設業務を行う企業は、代表企業とし、次の要件を全て満たすこととする。

ア) 市の平成 30・31 年度入札参加資格者名簿に清掃施設工事として登載されている者であり、かつ格付けが A ランクであること。

イ) 廃掃法第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設について、次の要件を満たす建設実績を有すること。

a) マテリアルリサイクル推進施設（破砕設備を設定している施設に限る）

b) 平成 21 年 4 月 1 日から本事業の公告日までに稼働開始した施設（元請に限る）

ウ) 建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。

## 3) 本施設における建築物等の設計・建設業務を行う者の要件

本施設における建築物等の設計・建設業務を行う企業は、次の要件を全て満たすこととする。

ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条に規定する一級建築士事務所登録の登録を行っていること。

イ) 市の平成 30・31 年度入札参加資格者名簿に清掃施設工事又は建築一式工事として登

載されている者であり、かつ格付けがAランクであること。

- ウ) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けている者であること。
- エ) 建築物の設計・施工又は施工を元請けとして実施した実績を有すること。

#### 4) 本施設における維持管理業務を行う者の要件

本施設における維持管理業務を行う企業は、次の要件を全て満たすこととする。なお、複数の構成員で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 社は、次の要件を満たすこととする。

- ア) 廃掃法第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設について、2)イ)に係る要件に該当する施設の維持管理業務の受託実績（設備の補修及び更新が含まれるものに限る。また、実績には受託中も含む。）を有すること。

### ③ 参加資格の確認

- 1) 参加資格確認基準日は、入札参加資格審査書類提出期限日とする。
- 2) 入札参加資格審査書類提出期限日から落札者決定日までの間に、応募者の構成員が入札参加資格要件を欠いた場合、市は当該応募者を落札者決定のための審査対象から除外する。
- 3) 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に、落札者の構成員が入札参加資格要件を欠いた場合、市は落札者決定を取り消す。この場合において、市は、落札者決定を取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

## 5. 応募者の審査及び落札者の選定

### (1) 審査機関

市では、応募者による事業提案の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するため、市が設置した事業者選考委員会において審査を実施する。

本事業の公告日から落札者決定に関する公表までの期間において、事業者選考委員会の委員に対し、技術提案書の審査に関して自己の有利になる目的のため、接触等の働きかけを行った場合は同事業者を失格とする。

事業者選考委員会の委員を次に示す。

役 割	氏 名	所 属
委 員 長	濱田 雅巳	公益社団法人 全国都市清掃会議 技術部長
副委員長	北野 幸樹	日本大学 生産工学部 建築工学科 教授
委 員	石井 久雄	松戸市 総合政策部長
委 員	福田 勝彦	松戸市 街づくり部長
委 員	丸岡 新一	松戸市 環境部長

### (2) 落札者の決定方法

#### ① 入札参加資格審査

市及び事業者選考委員会では、応募者から提出された入札参加資格審査に関する提出書類を基に、入札説明書の「入札参加資格要件」に示した事項を満たしているかどうかの確認を行う。

入札参加資格審査の結果、入札参加資格要件を満たしていることが確認された応募者のみ、次段階の技術審査に参加できるものとし、入札参加資格要件を満たしていない応募者は失格とする。なお、入札参加資格審査の結果については、全応募者に通知する。

#### ② 技術提案審査

##### 1) 基礎審査

市及び事業者選考委員会では、技術提案書に記載された内容が、落札者決定基準書に示す基礎審査項目を全て満たしていることを確認する。

基礎審査の結果、当該要件を全て満たしていることを確認した応募者のみ、次段階の非価格要素審査及び価格要素審査に進むことができるものとする。

##### 2) 非価格要素審査

事業者選考委員会では、応募者から提出された技術提案書を評価して得点化する。なお、非価格要素審査に当たっては、応募者へのヒアリングを実施する。

### 3) 価格要素審査

事業者選考委員会では、入札価格を得点化する。

また、本事業における予定価格は、次のとおりである。設計・建設工事費及び維持管理業務委託費のいずれか一方が、次に示す予定価格を超過する入札を行った応募者は、失格とする。

予 定 価 格： 5,104,984,546 円（税抜き）

※入札書比較価格は、予定価格と同じ金額とする。

（内訳）設計・建設工事費： 3,550,000,000 円（税抜き）

維持管理業務委託費： 1,554,984,546 円（税抜き）

### 4) 総合評価及び落札者の選定

事業者選考委員会では、非価格要素審査及び価格要素審査の得点を合計して総合評価点を算出し、総合評価点の最も高い応募者を落札者に選定する。市では、事業者選考委員会における総合評価の結果に基づき、落札者を決定する。

## 6. 本事業に関する提示条件

### （1）事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおりとする。

#### ① 本施設の設計・建設業務にかかる対価

市では、本施設の設計・建設業務にかかる対価として、設計・建設費を建設業者に支払う。支払方法の詳細は、「入札説明書添付資料-3 対価の支払」に定める。

#### ② 本施設の維持管理業務にかかる対価

市では、本施設の維持管理業務にかかる対価として、維持管理業務委託費を維持管理業者に支払う。支払方法の詳細は、「入札説明書添付資料-3 対価の支払」に定める。

#### ③ 支払の減額等

市では、維持管理事業者の業務実施状況についてモニタリングを行い、要求水準を満たしていないことが判明した場合は、委託料の減額等を行うことがある。減額等の方法についての詳細は、「入札説明書添付資料-4 モニタリング及び対価の減額」に定める。

### （2）事業者による資金調達

本事業は、PFI方式ではないため、資金については市が用意することから、事業者による資金調達はしない。

市は、本事業の実施に関して、循環型社会形成推進交付金の適用を予定している。循環型社会形成推進交付金申請等の手続は市において行うが、事業者は、申請手続に必要な書類の作成等について市を支援するものとする。

### (3) 保険

維持管理事業者は、本事業において、次に示す保険に加入するものとする。なお、次に示す保険は、必要最小限度のものであり、事業者が必要に応じて規定する条件以上の保証内容とすること及びその他の保険を提案し、付保することを妨げない。

また、市では、社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済及び全国市長会市民総合賠償補償保険に加入している。

#### ① 設計・建設期間

##### 1) 本施設の建設中における組立保険

保険の対象：工事現場において不測かつ突発的な事故によって工事の目的物に生じた損害

補償額：請負代金額

保険期間：本施設の着工日から建設工事完了日まで

被保険者：建設事業者

##### 2) 本施設の建設中における第三者損害賠償保険

保険の対象：建設工事に伴い第三者に与えた損害について法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を担保

補償限度額：対人；1名当たり1億円、1事故当たり10億円以上

対物；1事故当たり1億円以上

保険期間：本施設の着工日から建設工事完了日まで

被保険者：建設事業者

#### ② 維持管理期間

##### 1) 本施設の維持管理期間中における第三者損害賠償保険

保険契約者：維持管理事業者

被保険者：市、維持管理事業者

保険期間：維持管理期間

補償限度額：(補償額) 対人；1名当たり最大1億円、1事故当たり最大10億円

対物；1事故当たり最大1億円

補償する損害：本施設の使用若しくは管理又は本施設内での事業遂行に伴う法律上の損害及び損害賠償を負担することによって被る損害

免責金額：なし

#### (4) 想定されるリスクの分担

##### ① 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、市及び事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。

事業者による設計・建設業務及び維持管理業務に伴うリスクは、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が分担すべき合理的な理由があるリスクは、市が負うものとする。

##### ② 想定されるリスクの分担

市及び事業者のリスク分担は、「入札説明書添付資料-5 リスク分担表」に定める。

#### (5) 業務の委託等

事業者は、業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせることができる。ただし、構成員以外の者へ委託し又は請け負わせる場合は、事前に市の承諾を得るものとする。

### 7. 落札者決定後の手続き及び契約に関する事項

#### (1) 契約内容の協議

市及び落札者は、基本協定締結後、基本契約、建設工事請負契約及び維持管理業務委託契約の締結に向け、契約内容について協議する。なお、契約内容の協議とは、事業契約書の案に対する詳細についての協議を行うものであり、入札説明書等に規定された内容及び条件の変更を行うものではない。

#### (2) 事業契約の締結

##### ① 基本協定

対象者：落札者

締結時期：落札者決定後すみやかに（平成31年(2019年)8月上旬頃）

##### ② 基本契約

対象者：落札者

締結時期：平成31年(2019年)10月上旬頃までに仮契約を締結する。仮契約は、建設工事請負契約締結の議決を効力発生条件とし、平成31年(2019年)12月頃正式契約となる。

##### ③ 建設工事請負契約

対象者：建設事業者

締結時期：平成31年(2019年)10月上旬頃までに仮契約を締結する。仮契約は、平成31年(2019年)12月に開催する議会の議決を経て正式契約となる。

#### ④ 維持管理業務委託契約

対 象 者：維持管理事業者

締結時期：平成 31 年(2019 年)10 月上旬頃までに仮契約を締結する。仮契約は、建設工事請負契約締結の議決を効力発生条件とし、平成 31 年(2019 年)12 月頃正式契約となる。

#### (3) 地位の譲渡等

事業者は、市の事前承諾がある場合を除き、事業契約上の地位及び権利義務等を譲渡、担保提供又はその他の方法により処分してはならない。

#### (4) 入札保証金及び契約保証金

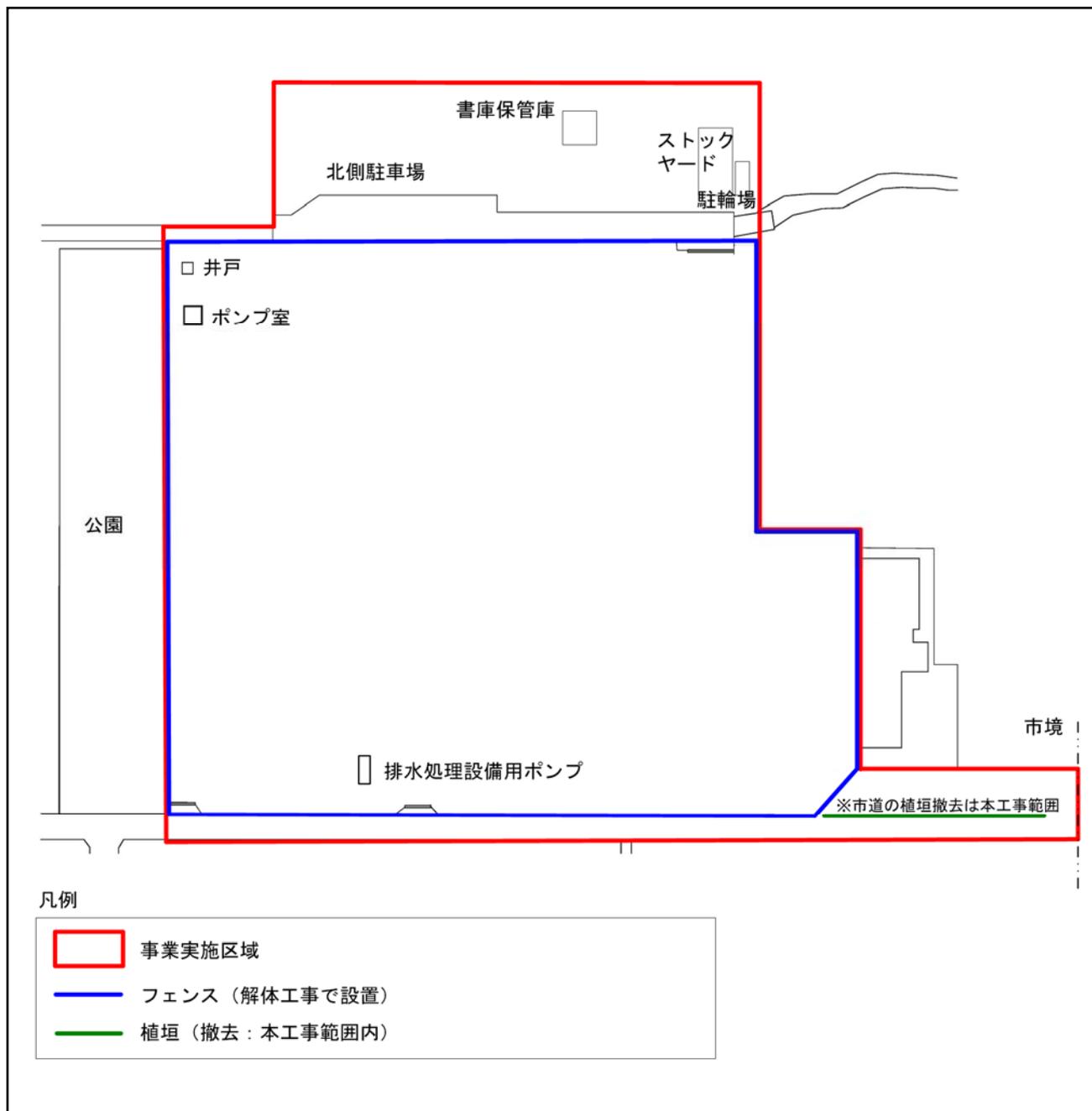
##### ① 入札保証金

入札に参加しようとする者は、松戸市財務規則第 129 条の規定により、入札保証金を納めなければならない。ただし、過去 10 年以内において同種施設を元請として施工した実績を有する場合は入札保証金を免除とする。この場合、入札参加資格審査申請書と併せて提出する入札参加資格要件確認書その 2（様式第 3-5 号）において、市で実績を確認する。なお、同種施設とは、不燃ごみや不燃性粗大ごみを処理するため、破砕機を設置している施設を指す。

##### ② 契約保証金等

契約を締結するときは、契約金額（税込み）の 100 分の 10 以上（設計・建設工事費の低入札価格調査を受けた者と契約を締結するときは、設計・建設工事費は契約金額（税込み）の 100 分の 30 以上）の額の契約保証金を納めなければならない。ただし、松戸市財務規則第 143 条第 3 項各号の規定により契約保証金を免除することができる。

# 添付資料-1 事業実施区域



注) 駐輪場及び書庫保管庫の位置は、現状での案であり、今後変更となる可能性がある。

添付資料-2 事業スキーム図（案）

<p>スキーム図</p>					
<p>事業契約</p>	<p>基本契約、建設工事請負契約、維持管理業務委託契約</p>				
<p>市の支払対価</p>	<p>設計・建設業務費、維持管理業務委託費</p>				
<p>事業者の収入</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="237 1070 384 1205"> <p>建設事業者</p> </td> <td data-bbox="384 1070 1417 1205"> <p>市から支払われる設計・建設業務費</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="237 1205 384 1339"> <p>維持管理事業者</p> </td> <td data-bbox="384 1205 1417 1339"> <p>市から支払われる維持管理業務委託費</p> </td> </tr> </table>	<p>建設事業者</p>	<p>市から支払われる設計・建設業務費</p>	<p>維持管理事業者</p>	<p>市から支払われる維持管理業務委託費</p>
<p>建設事業者</p>	<p>市から支払われる設計・建設業務費</p>				
<p>維持管理事業者</p>	<p>市から支払われる維持管理業務委託費</p>				

## 添付資料-3 対価の支払

### 1. 対価の構成

事業者が本事業における事業契約書等に規定された業務を提供することにより、市が事業者を支払う対価は、次のとおりとする。

- ・設計・建設業務：設計・建設業務に対して支払う対価
- ・維持管理業務：維持管理業務に対して支払う対価

表1 対価の構成

対象業務	項目	対象となる費用等
設計・建設業務	設計・建設業務費	設計・建設業務を行う上で必要となる全ての費用 (試運転にかかる人件費等も含む)
維持管理業務	固定費A	維持管理業務を行う上で必要となる全ての費用で、次で構成する。 ・点検補修費
	固定費B	維持管理業務を行う上で必要となる全ての費用で、次で構成する。 ・用役費（電気料金及び上水道費除く） ・その他業務費（情報管理等）

### 2. 対価の支払方法

#### (1) 設計・建設業務費

市では、技術提案書等をもとに、各年会計年度における請負代金の支払限度額を設定し、本施設の設計・建設業務費を支払う。なお、支払限度額の詳細は、建設工事請負契約書（案）に定める。

#### (2) 維持管理業務委託費（固定費）

市では、稼働開始以降の契約期間中、業務実績報告書等によるモニタリング結果をふまえ、年1回、維持管理事業者に固定費を支払う。維持管理事業者は、年度分の業務実績報告書を4月10日までに市へ提出するものとする（最終年度分は12月10日までに提出）。その後、市では、提出を受けた日から14日以内に業務実績報告書の承諾について文章等により維持管理事業者へ通知する。維持管理事業者は、市からの通知を受けた後、速やかに請求書を市へ提出する。市では、請求書を受理した日から25日以内に維持管理業務委託費を支払うものとする。

### 3. 維持管理業務委託費の改定

#### (1) 改定にかかる考え方

市では、維持管理業務委託費の固定費について、物価変動の影響を反映させるものとする。

#### (2) 改定方法

##### ① 使用する指標

維持管理業務委託費は、次に示す改定に用いる指標により物価変動の影響を反映する。

表 2 改定に用いる指標

改定の対象	指標
固定費 A	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／自動車整備・機械修理／機械修理」（日本銀行調査統計局）
固定費 B	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）

- 注) 1. 応募者から表 2 に示す指標以外の指標を用いる提案があった場合、落札者決定後、妥当性が認められる場合については、市と協議を行い、見直しすることができる。
2. 市場の変動等により、改定に用いる指標が実態に整合しない場合には、市と維持管理事業者で協議するものとする。

##### ② 改定する時期

維持管理業務委託費の固定費に対する支払額については、年 1 回改定の有無を確認する。

当該年度の維持管理業務委託費の固定費は、当該前年度の 8 月末時点で公表される最新の指標（直近 12 か月の平均値）を用い、9 月末までに確定する。

### ③ 算出式

維持管理業務委託費の改定にかかる費用の算出式は、次のとおりとする。

■算定式  $F'_t = F_{t-a} \times (I'_t / I_{t-a})$  ※改定率 =  $(I'_t / I_{t-a})$

項目	記号	内容
改定後の 維持管理業務委託費	$F'_t$	物価変動に基づく改定後の[t]年度の維持管理業務委託費とする。
前回改定後の 維持管理業務委託費	$F_{t-a}$	前回改定した[t-a]年度の維持管理業務委託費とする。(a=1, 2, 3等)
基準とする物価指数	$I_{t-a}$	前回改定を行った時に使用した指数とする。
改定のための物価指数	$I'_t$	[t]年度の維持管理業務委託費改定に使用する改定率を算出するための指数とする。 算出方法は、[t-1]年度の8月末に公表される最新の指標から直近12か月の表2に示す指標の平均値とする。
当該支払年度	$t$	西暦

- 注) 1. 改定率に小数点以下第四位未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。
2. 指数の基準年度が途中で変更となる場合は、接続指数を使用するものとする。
3. 改定を確認する8月末時点における最新の指数(7月分は速報値)を使用するものとし、以降に指数が訂正された場合でも再度見直しは行わない。
4. 基準とする物価指数( $I_{t-a}$ )は、前年度において改定しなかった場合、改定を行った年度までさかのぼるものとする。
5. 1回目の改定を行うまでの基準とする物価指数( $I_{t-a}$ )は、「平成30年8月～平成31年(2019年)7月までの12か月の指標の平均値」とする。
6. 改定率が±1.5%を超過する増減(前項に示す改定率に±0.0151以上の増減)があった場合のみ改定するものとする。
7. 維持管理業務期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、市が改定内容にあわせて負担する。

## 添付資料-4 モニタリング及び対価の減額

### 1. モニタリング及び対価の減額に関する基本的な考え方

#### (1) モニタリングに関する基本的な考え方

市は、本事業の維持管理業務について、要求水準書（要求水準書に係る質問回答を含む）及び技術提案書が定める、本施設が備えているべき性能及び機能（以下「要求性能」という。）に基づいて、適正かつ確実な維持管理業務の履行水準が確保されているかどうかを、監視、測定及び評価する。

評価の結果、市では、モニタリングにより要求性能が発揮されていない、又は発揮されないおそれがあると判断した場合には、運転停止、是正勧告、維持管理業務委託費の減額等の措置を行うものとする。なお、これらの措置を講じることは、維持管理業務委託契約に基づく市の契約解除権の行使を妨げるものではないことに留意すること。

また、本事業におけるモニタリングの方法は、維持管理事業者が行うセルフモニタリングに基づく維持管理業務についての各種報告書による確認を基礎とする。なお、市では、これを補完する目的で随時モニタリングを実施する。

#### (2) 対価の減額に関する基本的な考え方

市では、次の方針に基づき、維持管理業務委託費の減額を行うものとする。

- ①維持管理事業者が行う業務において、要求性能の未達及び事業契約書等の不履行があった場合に実施する。
- ②適切な業務改善を維持管理事業者に促すための経済的動機付けが可能な範囲に留意して実施する。なお、減額により維持管理業務そのものが損なわれないよう考慮する。
- ③減額の金額は、維持管理業務委託契約に基づき、維持管理事業者が市に対して負担する違約金及び損害賠償に充当されない。
- ④異常事態の発生、計画外の運転停止又はその他維持管理事業者の維持管理業務委託契約に基づく債務の不履行により、本施設の全部又は一部の運転を停止した場合（市の指示により停止した場合を含む）の減額（以下「運転停止型減額措置」という。）と、運転を継続できるが要求性能が発揮されていないと判断した場合の減額（以下「運転継続型減額措置」という。）に分けて実施する。ただし、減額は、明らかに維持管理事業者の責務による場合、又は原因調査の結果、維持管理事業者の責務であることが判明した場合、又は原因調査の結果、維持管理事業者の一部責務があることが判明した場合に実施するものとする。
- ⑤軽微な不履行については、直ちに減額するのではなく、維持管理事業者が自ら改善措置をとり一定の改善期間の中で速やかに解決することで、減額しない仕組みを基本とする。
- ⑥上記のほか、設計・建設業務における実績地元発注金額が、技術提案書に記載の提案地元発注金額を下回っていた場合、又は各年度の維持管理業務における実績地元発注金額が、技術提案書に記載の提案地元発注金額を下回っていた場合も実施する。

### (3) 減額システムの運用

本事業における運転停止型減額措置の場合は、直ちに維持管理業務委託費の減額となるが、運転継続型減額措置の場合は、適切な改善を維持管理事業者に促すための経済的動機付けとして規定するものであることから、軽微な不履行については、直ちに減額するのではなく、維持管理事業者が自ら改善措置を採り、一定の改善期間の中で速やかに解決することが望ましい。そのため、市と維持管理事業者の間では、こうした問題を効率よく解決できる機能を有する協議組織・体制等の構築を図るものとする。

## 2. 運転停止型減額措置

### (1) 減額等の措置を講じる状態

減額等の措置は、異常事態の発生、計画外の運転停止又はその他維持管理事業者の維持管理業務委託契約に基づく債務の不履行等により、本施設の全部又は一部の運転を停止した場合に実施する。ただし、明らかに維持管理事業者の責務による場合、又は原因調査の結果、維持管理事業者の責務であることが判明した場合、又は原因調査の結果、維持管理事業者の一部責務があることが判明した場合のみを対象とする。

### (2) 復旧の手続き

市と維持管理事業者は、次に掲げる事項を次に掲げる順序で行い、運転が停止された施設の復旧に努めるものとする。なお、減額等の措置は、前項「2. (1) 減額等の措置を講じる状態」に示すとおりであるが、復旧についての手続きは、維持管理事業者において実施すること。

- ① 維持管理事業者による本施設が異常事態に至った原因と責任の究明
- ② 維持管理事業者による本施設の復旧計画の提案及び市の承諾
- ③ 維持管理事業者による本施設の改善作業への着手
- ④ 市による本施設の改善作業の完了確認
- ⑤ 維持管理事業者による復旧のための試運転の開始
- ⑥ 市による本施設の運転データの確認
- ⑦ 本施設の運転再開

また、停止基準を逸脱した理由が測定機器の誤動作等の軽微で、その原因及び改善策が自明である場合には、次に示す簡略化した手続きにすることが可能であるものとする。

- ① 維持管理事業者による本施設が異常事態に至った原因と責任の究明
- ② 維持管理事業者による本施設の運転再開計画の提案及び市への報告
- ③ 維持管理事業者による本施設の改善作業への着手
- ④ 市による本施設の改善作業の完了確認
- ⑤ 市による本施設の運転データの確認
- ⑥ 本施設の運転再開

### (3) 減額の算定方法

#### ① 算定式

本施設の全部又は一部の運転を停止した状況において減額する金額については、1日当たりの維持管理業務委託費の固定費に、責任割合、停止日数及び減額率を乗じた額の累計額を当該年度における維持管理業務委託費の固定費の支払い額から減額する。なお、責任割合とは、維持管理事業者の責務が100%ではない場合については、市等との費用の負担割合とする。

また、当該年度において責任割合が確定しない場合は、責任割合が確定した年度において、減額相当分を減額する。

$$(\text{減額}) = \Sigma (\text{1日当たりの固定費(円/日)} \times \text{責任割合(\%)} \times \text{停止日数(日)} \times \text{減額率(\%)})$$

※1日当たりの固定費とは、当該年度の維持管理業務委託費の固定費を当該年度の日数で除した額を表す。

#### ② 減額率

減額率は、次を基本とする。

状態		減額率
本施設の全部 又は一部の運転を停止	処理対象物をヤードで 受け入れ不能であった日	100%
	処理対象物をヤードで 受け入れ可能であった日	25%

### 3. 運転継続型減額措置

#### (1) モニタリング手法確立の手続き

運転継続型減額措置は、適切な改善を維持管理事業者に促すための経済的動機付けとして規定するものであり、直ちに維持管理業務委託費を減額する運転停止型減額措置とは異なるものである。そのため、まず市と維持管理事業者は、モニタリング手法を次の手続に基づいて合意して確定し、当該モニタリング手法を運用するものとする。

- ①維持管理事業者の技術提案書に基づき、維持管理業務の仕様及び水準を確定する。
- ②維持管理事業者の提供する維持管理業務が要求性能未達となる基準については、事業契約締結後に詳細化する。
- ③維持管理事業者は、品質管理（PDCA サイクル）を行うものとし、品質管理方針・品質管理プログラム等の策定、業務の手順化の一環として「運営マニュアル」を作成し、業務執行体制の構築を行うとともに、自己監査（セルフモニタリング）を業務監査（日常、随時、定期モニタリング等）に位置付けるものとする。なお、運営マニュアルは、維持管理事業者自らの業務実施のために作成するものであり、これを遵守することに

より維持管理事業者が免責となるものではない。

- ④維持管理事業者は、自らが行う品質管理を前提として、「(2) ② 市によるモニタリング」に示す内容を踏まえた上で、協議組織・体制、モニタリングに関する各種報告様式等を提案し、市と協議の上、具体的なモニタリング手法を確定し、これを運用するものとする。

## (2) モニタリング方法

### ① 維持管理事業者によるモニタリング

維持管理事業者は、自己の責任及び費用でセルフモニタリングを行い、下請企業を含んだ維持管理業務の履行体制及び品質管理システムの履行状況等について、定期的又は随時に確認等を行い、事業契約書に定める維持管理業務についての各種報告書等をそれぞれ期日までに作成し、市に提出するものとする。

### ② 市によるモニタリング

市は、自己の責任及び費用で、維持管理事業者が実施する維持管理業務について、次のモニタリングを行い、維持管理業務の履行状況を確認する。

#### 1) 定期モニタリング

市では、維持管理事業者が提出する業務実績報告書（4月10日までに提出（最終年度分は12月10日までに提出））の内容が要求性能を満たしているか確認し、受領後14日以内に業務実績報告書の承諾について維持管理事業者に通知する。

維持管理事業者は、市が行うモニタリングに対し、市の要請に応じて協力を行うこと。なお、業務実績報告書の具体的内容については、維持管理事業者の提案に基づき、本契約後に市と維持管理事業者で協議のうえ決定する。

#### 2) 随時モニタリング

市が、必要と認める場合、随時にモニタリングを実施する。随時モニタリングにおいては、維持管理事業者は、説明及び立会い等について最大限協力するものとする。

## (3) 減額等の措置を講じる状態

減額等の措置は、市による定期モニタリング等の結果、要求性能を満たさないと市が判断した場合に実施する。ただし、明らかに維持管理事業者の責務による場合、又は原因調査の結果、維持管理事業者の責務であることが判明した場合、又は原因調査の結果、維持管理事業者の一部責務があることが判明した場合のみを対象とする。

## (4) 業務改善措置の手続き

市では、運転を継続できるが、維持管理事業者の維持管理業務水準が要求性能の未達及び

維持管理業務委託契約に基づく債務の不履行に至ったと判断した場合、市と維持管理事業者は、次の手順で業務の改善に努めるものとする。

- ①市による要求性能の未達及び維持管理業務委託契約に基づく債務不履行の改善への是正勧告
- ②維持管理事業者による要求性能の未達及び運營業務委託契約に基づく債務の履行に至った原因と責任の究明
- ③維持管理事業者による業務改善計画書の作成及び提出並びに市の承諾
- ④維持管理事業者による業務改善作業への着手
- ⑤市による業務改善作業の完了確認

また、業務水準が要求性能の未達及び業務契約書等の不履行に至った理由が軽微で、その原因及び改善策が自明である場合には、次に示す簡略化した手続きにすることが可能であるものとする。

- ①市による要求性能の未達及び維持管理業務委託契約に基づく債務不履行の改善への是正勧告
- ②維持管理事業者による要求性能の未達及び運營業務委託契約に基づく債務の履行に至った原因と責任の究明
- ③維持管理事業者による業務改善作業への着手
- ④市による業務改善作業の完了確認

## (5) 減額の算定方法

### ① 算定式

本施設の運転を継続している場合における減額する金額については、1日当たりの維持管理業務委託費の固定費に、責任割合、改善未確認日数及び減額率を乗じた額の累計額を当該年度における維持管理業務委託費の固定費の支払い額から減額する。なお、責任割合とは、維持管理事業者の責務が100%ではない場合については、市等との費用の負担割合とする。

また、当該年度において責任割合が確定しない場合は、責任割合が確定した年度において、減額相当分を減額する。

$$(\text{減額}) = \Sigma (1 \text{ 日当たりの固定費 (円/日)} \times \text{責任割合 (\%)} \times \text{改善未確認日数 (日)} \times \text{減額率 (\%)})$$

※1日当たりの固定費とは、当該年度の維持管理業務委託費の固定費を当該年度の日数で除した額を表す。

### ② 減額率

減額率は、次を基本とする。

改善未確認日 (決定改善期間満了日の翌日を起算日)	減額率
10 日目まで	20%
11 日目から 30 日目まで	50%
31 日目以降	100%

#### 4. 地元発注金額未達による減額措置

##### (1) 設計・建設業務

###### ① 地元発注金額の算出

建設事業者は、技術提案書で提案した地元企業（松戸市内に本店又は入札・契約の権限が委任された支店等を有する企業）への発注金額（以下「地元発注金額」という。）と、実際の地元発注金額の実績を確認し、提案した地元発注金額の達成状況等を取りまとめた設計・建設業務にかかる地元発注金額達成状況報告書を平成 33 年(2021 年)11 月に市へ提出する。

###### ② 地元発注金額の状況確認

市が設計・建設業務にかかる地元発注金額達成状況報告書を確認した結果、建設工事請負契約の契約金額のうち地元発注金額の実績が、提案時の地元発注金額を下回っていた場合、未達成分の金額を設計・建設業務費から減額して支払う。ただし、地元発注金額の未達が建設事業者の責めに帰すことのできない事由に基づくことを建設事業者が明らかにし、市がこれを認めた場合には、この限りではない。地元発注金額の実績が、地元発注金額の提案を下回っていたかどうかの判断は、平成 33 年(2021 年)11 月に実施する。

##### (2) 維持管理業務

###### ① 地元発注金額の算出

維持管理事業者は、技術提案書で提案した地元発注金額と、実際の地元発注金額の実績を確認し、提案した地元発注金額の達成状況等を取りまとめた維持管理業務にかかる地元発注金額達成状況報告書を毎年度末に市へ提出する。ただし、当該業務最終年度（平成 53 年度(2041 年度)）については、当該業務が終了する平成 53 年(2041 年)11 月末に提出すること。

###### ② 地元発注金額の状況確認

市が維持管理業務にかかる地元発注金額達成状況報告書を確認した結果、維持管理業務委託契約の契約金額のうち地元発注金額の実績が、提案時の地元発注金額を下回っていた場合、未達成分の金額を維持管理業務委託費から減額して支払う。ただし、地元

発注金額の未達が維持管理事業者の責めに帰すことのできない事由に基づくことを維持管理事業者が明らかにし、市がこれを認めた場合には、この限りではない。地元発注金額の実績が、地元発注金額の提案を下回っていたかどうかの判断は、当該年度における年度分の業務実績報告書（4月10日までに提出（最終年度は12月10日までに提出））の確認と合わせて実施する。

## 添付資料-5 リスク分担表

本事業のリスク分担は、次を基本とする。

### <全期間共通>

リスクの種類	リスクの内容		リスク分担	
			事	市等
募集図書リスク	(1)	募集資料の誤り、又は変更によるもの		●
周辺住民対応リスク	(2)	本事業の実施そのものについての周辺住民等の反対運動、訴訟・要望に関するもの		●
	(3)	事業者が実施する業務に起因する住民反対運動、訴訟・要望に関するもの	●	
	(4)	上記以外のもの		●
用地リスク	(5)	地中障害物、その他募集資料等から予見できない用地のかしに関するもの		●
第三者賠償リスク	(6)	事業者が実施する業務に起因して発生する事故等	●	
	(7)	上記以外のもの		●
政策等リスク	(8)	市に関わる政策の変更（本件事業に直接的影響を及ぼすもの）に関するもの		●
許認可リスク	(9)	事業者が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの	●	
交付金リスク	(10)	事業者の事由により予定されていた交付金額が交付されない場合	●	
	(11)	その他の事由により予定されていた交付金額が交付されない場合		●
物価変動リスク	(12)	一定の範囲内における物価変動（インフレ、デフレ）にともなう事業者の経費増減によるもの	●	
	(13)	一定の範囲を超える物価変動（インフレ、デフレ）にともなう経費増減によるもの		●
法令変更リスク	(14)	本事業に直接関連する法令・税制の変更等によるもの		●
	(15)	上記以外の法令・税制度の新設・変更に関するもの	●	
不可抗力リスク	(16)	天災等大規模な災害及び暴動等の予測できない事態の発生により、設計変更、事業の延期、中断若しくは契約解除等の原因となり得るもの	▲ ※1	●
債務不履行リスク	(17)	事業者の事業放棄、事業破綻によるもの又は事業者の業務内容が契約に規定した条件を満足しない場合等	●	
	(18)	上記以外のもの（市の債務不履行、支払遅延又は当該事業が不要になった場合、市と運転委託業者等との契約未締結、運転委託業者等の事業破綻等）		●

注) 「事」：事業者（建設事業者、維持管理事業者）、「市等」：市及び運転委託業者等、「●」：主、「▲」：従

注) ※1：復旧作業及びそれに伴う人件費等。

<設計段階>

リスクの種類	リスクの内容		リスク分担	
			事	市
測量・調査リスク	(19)	市が実施した測量及び調査に関するもの		●
	(20)	事業者が実施した測量及び調査に関するもの	●	
設計変更リスク	(21)	市の指示・提示条件の不備・変更による設計変更及びその設計変更による工事着手の遅延		●
	(22)	事業者による提案内容の不備・判断によるもの	●	

注)「事」: 事業者 (建設事業者、維持管理事業者)

<建設段階>

リスクの種類	リスクの内容		リスク分担	
			事	市
建設着工遅延リスク	(23)	市の事由による建設工事の着工遅延に関するもの		●
	(24)	事業者の事由による建設工事の着工遅延に関するもの	●	
工事費増加リスク	(25)	市からの提示条件の不備・変更に関するもの		●
	(26)	事業者の事由によるもの	●	
工事遅延リスク	(27)	着工後の市の指示等に関するもの		●
	(28)	事業者の事由によるもの	●	
試運転・性能試験リスク	(29)	試運転・性能試験 (事業者実施) に要する廃棄物の供給等に関するもの		●
	(30)	試運転・性能試験 (事業者実施) の結果、契約等で規定した要求性能の不適合によるもの	●	

注)「事」: 事業者 (建設事業者、維持管理事業者)

<維持管理段階 (1/2) >

リスクの種類	リスクの内容		リスク分担	
			事	市等
搬入量変動リスク	(31)	施設許容範囲内の対象物の処理 (運転委託業者等に起因しないもの)	●	
	(32)	上記以外のもの (施設許容範囲内の対象物の処理 (運転委託業者等に起因するもの)、施設許容範囲外の対象物の処理等)		●
組成変動リスク	(33)	処理対象物の組成が想定組成以内の変動 (運転委託業者等に起因しないもの)	●	
	(34)	上記以外のもの (処理対象物の組成が想定組成以内の変動 (運転委託業者等に起因するもの)、処理対象物の組成が想定組成以外の変動等)		●
要求水準不適合リスク	(35)	契約で規定した要求性能の不適合によるもの (設計・建設のかしによるものを含む) (運転委託業者等に起因しないもの)	●	
	(36)	契約で規定した要求性能の不適合によるもの (設計・建設のかしによるものを含む) (運転委託業者等に起因するもの)		●

注)「事」: 事業者 (建設事業者、維持管理事業者)、「市等」: 市及び運転委託業者等

<維持管理段階 (2/2) >

リスクの種類		リスクの内容		リスク分担	
				事	市等
施設・設備損傷リスク	搬入車両リスク	(37)	搬入車両の不注意等に起因して発生する損傷等		●
	不適物リスク	(38)	搬入された不適物に起因して発生する損傷等		●
	維持管理マニュアルリスク	(39)	維持管理マニュアルの不備によるもの	●	
		(40)	運転委託業者等による維持管理マニュアルの作業違反によるもの		●
	計画変動リスク	(41)	下記以外のもの	●	
		(42)	運転委託業者等が実施する業務の不備に起因する施設・設備の老朽化、劣化に関するもの		●
	業務かしリスク	(43)	事業者が実施する業務の不備に起因するもの（事故・火災等含む）	●	
		(44)	運転委託業者等が実施する業務の不備に起因するもの（事故・火災等含む）		●
警備不備リスク	(45)	警備不備等による第三者の行為に起因するもの		●	
環境保全リスク	(46)	事業者が実施する業務に起因する有害物質の排出、騒音及び振動等による周辺環境の悪化又は法令等の規制基準への不適合に関するもの	●		
	(47)	上記以外のもの		●	
不適物処理リスク	(48)	搬入された不適物の処理に関するもの		●	
副生成物処理リスク	(49)	処理性能に起因する副生成物の処理に関するもの	●		
	(50)	処理性能以外に起因する副生成物の処理に関するもの		●	

注) 「事」: 事業者 (建設事業者、維持管理事業者)、「市等」: 市及び運転委託業者等

<契約終了段階>

リスクの種類		リスクの内容		リスク分担	
				事	市等
施設性能リスク	(51)	事業の終了時における施設の性能確保に関し、事業者の不備による性能未達に関するもの	●		
	(52)	事業の終了時における施設の性能確保に関し、運転委託業者等の不備による性能未達に関するもの		●	

注) 「事」: 事業者 (建設事業者、維持管理事業者)、「市等」: 市及び運転委託業者等

## 添付資料-6 提出書類の作成要領

### 1. 共通事項

- (1) 提出書類の作成に当たり、正本は、図 1 に示す方法により袋綴じ（ただし、袋綴じは「入札参加資格審査に関する提出書類」「入札書」「事業費内訳書」以外の書類に限る。）で作成し、代表企業の割印を施すこと。副本は、書類毎に調製し、簡易ファイルに綴じ、ファイルの表面と背表紙にタイトル及び応募者名を記載した紙面を糊付けすること。正本の表紙は、図 2 を参考に作成すること。
- (2) 「入札参加資格審査に関する提出書類」の正本は、(1) に記した副本の製本に準じること。
- (3) 副本の表紙、背表紙は、図 3 の見本を参考に作成すること。
- (4) 次の提出書類については、正・副本のほか、正・副本を電子媒体に記録したものを 1 部提出すること。その場合、一式をまとめて応募者名を記載した任意の封筒に入れ封印して提出すること。
  - ・ 基礎審査に関する提出書類（様式第 5-1～5-3 号）
  - ・ 非価格要素審査に関する提出書類（様式第 6-1～6-17 号）
  - ・ 事業計画に関する提出書類（様式第 7-1～7-6 号）

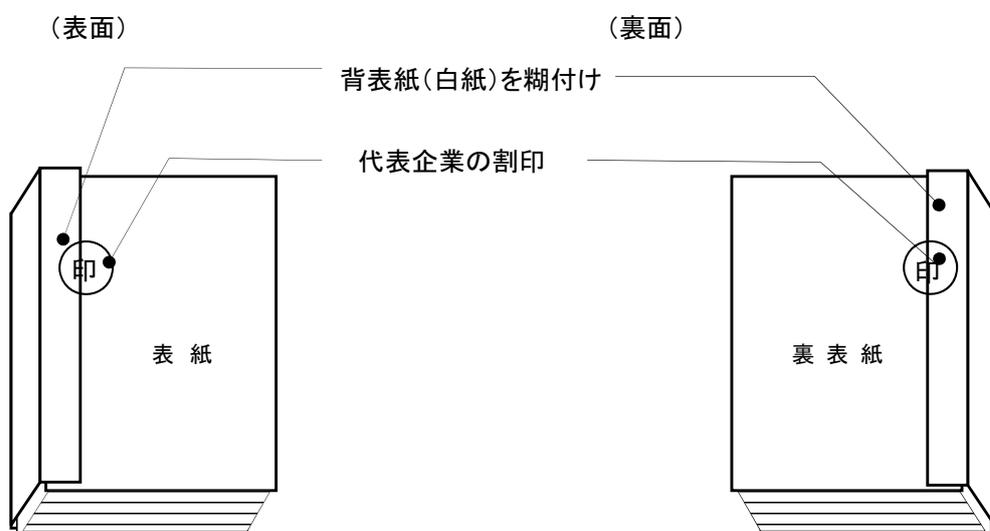


図 1 袋綴じの方法（正本）

# 技術提案書

年 月 日

松戸市

松戸市長 本郷谷 健次 様

(代表企業)

商号又は名称

所在地

代表者名

印

平成 31 年 4 月 8 日付で公告された「(仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業」の技術提案書について、別添のとおり提出致します。

図 2 表紙イメージ (正本)

A4版 表紙

背表紙

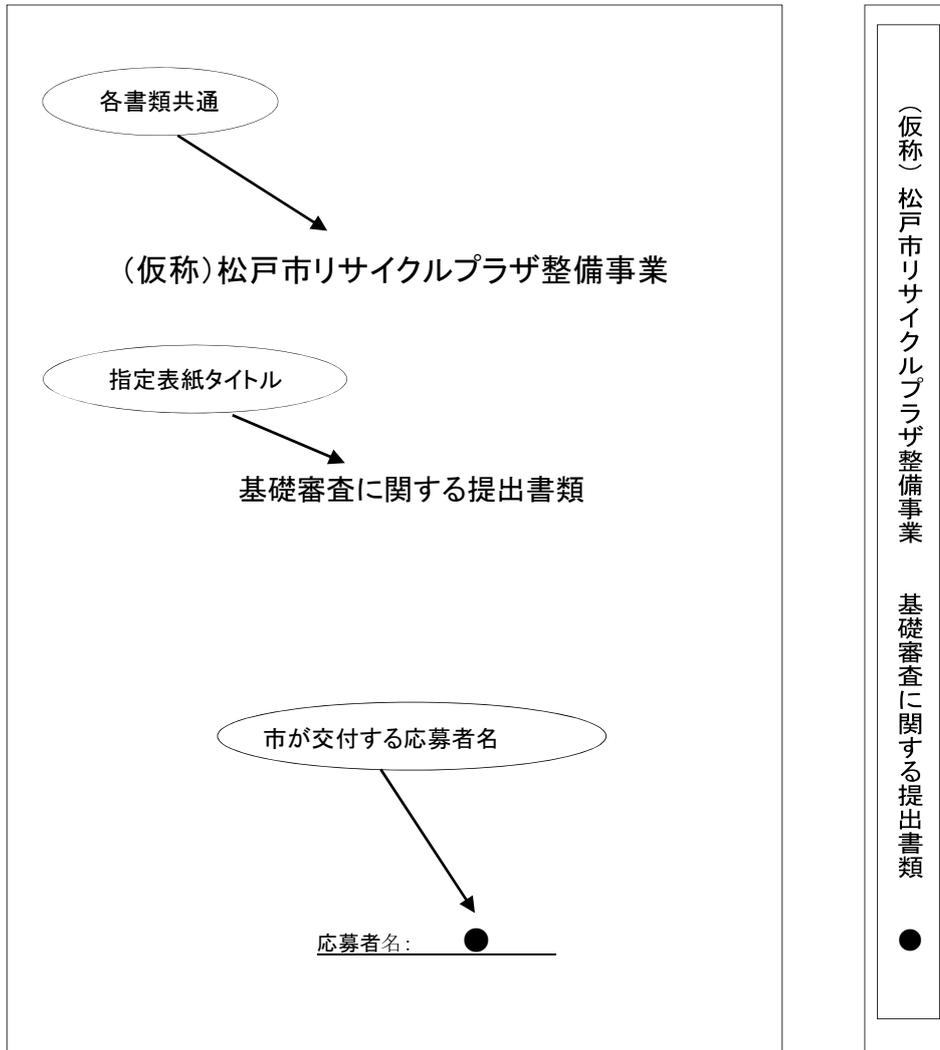


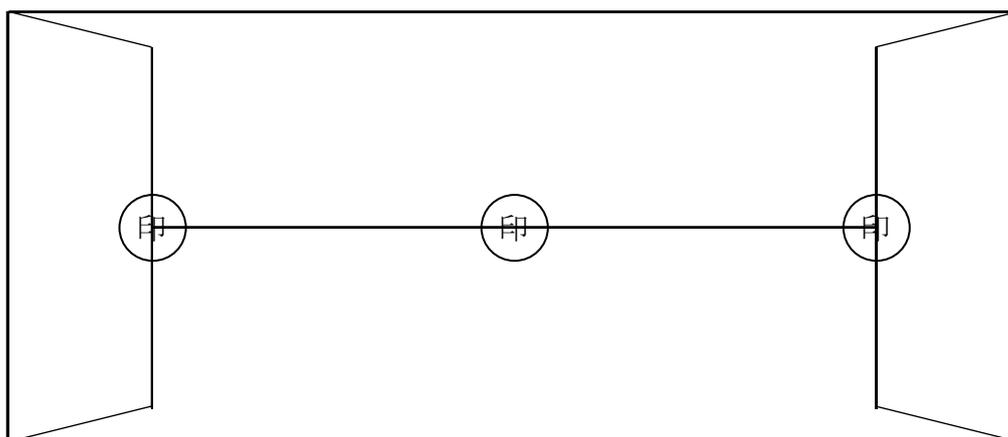
図 3 表紙・背表紙イメージ (副本)

## 入札用封筒記載例

(表)

松戸市長	本郷谷	健次	様
事業名称	(仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業		
事業場所	松戸市七右衛門新田316番地の4		
商号又は名称	_____		印
所在地	_____		
代表者名	_____		
	年	月	日

(裏)



- ・入札書及び事業費内訳書を提出する封筒は長形3号を基本とすること。
  - ・印については、入札参加資格審査に関する提出書類の使用印鑑届に基づく印を用いること。
- 
- ・入札書及び事業費内訳書を提出する封筒は長形3号を基本とすること。
  - ・印については、代表企業の印を用いること。

図 4 入札書及び事業費内訳書封筒記載イメージ

## 2. 個別事項

### (1) 現地見学会に関する提出書類【正本 1 部】

- ・ 現地見学会への参加申込書（様式第 1-1 号）及び現地見学会に係る誓約書（様式第 1-2 号）は、入札説明書に記載のとおり、電子メールで提出すること。

様式番号	書類名	備考
様式第 1-1 号	現地見学会への参加申込書	
様式第 1-2 号	現地見学会に係る誓約書	

### (2) 入札参加・辞退に関する提出書類【正本 1 部】

- ・ 入札説明書等に関する質問書・意見書（様式第 2-1 号）は、入札説明書に記載のとおり、電子メールで提出すること。

様式番号	書類名	備考
様式第 2-1 号	入札説明書等に関する質問書・意見書	
様式第 2-2 号	入札辞退届	

### (3) 入札参加資格審査に関する提出書類【正本 1 部】

- ・ A 4 縦長左綴じで片面印刷により提出すること。
- ・ 様式第 3-1 号が表紙となるように共通事項に示す要領で綴ること。
- ・ 82 円切手を貼付した所定の返信用封筒（定型長 3）1 枚を封入すること。

様式番号	書類名	備考
様式第 3-1 号	入札参加資格審査申請書	
様式第 3-2 号	応募者の構成	
様式第 3-3 号	委任状（代表企業）	
様式第 3-4 号	入札参加資格要件確認書 その 1（①～③）	
様式第 3-5 号	入札参加資格要件確認書 その 2	
様式第 3-6 号	入札参加資格要件確認書 その 3	

#### (4) 技術提案書に関する提出書類

##### ① 入札書に関する提出書類【正本 1 部】

- ・ 入札書及び事業費内訳書は、図 4 を参考に封筒に入れて提出すること。
- ・ 入札書及び事業費内訳書の金額は、アラビア数字で正確に記入すること。

様式番号	書類名	備考
様式第 4-1 号	入札書に関する提出書類	

##### ② 基礎審査に関する提出書類【正本 1 部・副本 2 部】

- ・ A 4 縦長左綴じ、原則両面印刷により提出すること (A 3 は片面印刷で A 4 サイズに折り込むこと)。
- ・ 副本 2 部には様式第 5-2 号を添付することなく、図 3 を参考に簡易ファイルに綴じること。

様式番号	書類名	備考
様式第 5-1 号	提案書類の整合確認書	
様式第 5-2 号	要求水準に関する誓約書	
様式第 5-3 号	要求水準に対する設計仕様書	提案内容が仕様と同様の場合は提案内容記入欄に“○”を記載すること。

##### ③ 非価格要素審査に関する提出書類【正本 1 部・副本 7 部】

- ・ A 4 縦長左綴じ、原則両面印刷により提出すること (A 3 は片面印刷で A 4 サイズに折り込むこと)。
- ・ 施工実績を証明する書類は契約書の鑑の写し、維持管理実績を証明する書類は契約書の鑑の写し及び委託仕様書を提出すること。監理技術者の施工実績については、これらに加え、コリンズの写しを提出すること。
- ・ これらの実績を証明する書類は、非価格要素審査に関する提出書類とは別冊で 1 部提出すること。なお、ページ数に制限はないが、ページ番号を記入すること。

様式番号	書類名	備考
様式第 6-1 号	企業力 ①同種施設の施工実績 (処理能力 5t/5h 以上)	施工実績を証明する契約書の鑑の写しを提出すること。
様式第 6-2 号	企業力 ②同種施設の維持管理実績 (処理能力 5t/5h 以上)	維持管理実績を証明する契約書の鑑の写し及び委託仕様書を提出すること。
様式第 6-3 号	企業力 ③監理技術者の同種施設の施工実績 (処理能力 5t/5h 以上)	施工実績を証明する契約書の鑑の写し及びコリンズの写しを提出すること。
様式第 6-4 号	事業計画 リスク管理 ④DBM 方式のリスクへの対応策	

様式第 6-5 号	事業計画 運転費 ⑤運転費の低減への対策	
様式第 6-6 号	事業計画 地元貢献 ⑥地元企業の活用	
様式第 6-7 号	設計・建設業務に関する事項 本施設の運用に対する安全・安定性 ⑦施設配置及び車両動線	
様式第 6-8 号	設計・建設業務に関する事項 本施設の運用に対する安全・安定性 ⑧施設内作業動線	
様式第 6-9 号	設計・建設業務に関する事項 施設に対する安全性 ⑨処理システム	
様式第 6-10 号	設計・建設業務に関する事項 施設に対する安全性 ⑩災害対策（水害）	
様式第 6-11 号	設計・建設業務に関する事項 環境性 ⑪周辺環境対策（工事中）	
様式第 6-12 号	設計・建設業務に関する事項 環境性 ⑫周辺環境対策（維持管理中）	
様式第 6-13 号	設計・建設業務に関する事項 環境性 ⑬周囲の景観との調和	
様式第 6-14 号	設計・建設業務に関する事項 環境学習・啓発 ⑭見学者への環境学習・啓発	
様式第 6-15 号	運営維持管理業務に関する事項 安全・安定性 ⑮施設保全の計画	
様式第 6-16 号	運営維持管理業務に関する事項 安全・安定性 ⑯火災・爆発等事故対策	
様式第 6-17 号	運営維持管理業務に関する事項 安全・安定性 ⑰災害対応	

#### ④ 事業計画に関する提出書類【正本 1 部・副本 7 部】

- ・ A 4 縦長左綴じ、片面印刷により提出すること（A 3 は片面印刷で A 4 サイズに折り込むこと）。
- ・ 副本 7 部には様式第 7-1～7-2 号を添付することなく、図 3 を参考に簡易ファイルに綴じること。

様式番号	書類名	備考
様式第 7-1 号	事業費	
様式第 7-2 号	設計・建設業務費	
様式第 7-3 号	維持管理業務委託費	
様式第 7-4 号	固定費 A（点検補修費）	
様式第 7-5 号	固定費 B（用役費）	
様式第 7-6 号	固定費 B（その他業務費）	

### 3. 記載要領

- (1) 次に示す提出書類については、応募者の企業名を特定、又は類推できる記載を行わないこと。
  - ・ 基礎審査に関する提出書類（様式第 5-1～5-3 号）
  - ・ 非価格要素審査に関する提出書類（様式第 6-1～6-17 号）
  - ・ 事業計画に関する提出書類（様式第 7-1～7-6 号）
- (2) 造語・略語を使用する場合には、一般用語・専門用語を用いて初出の箇所に定義を記述すること。
- (3) 他の様式や補足資料に関連する事項が記載されているなど、参照が必要な場合には、該当する様式番号、ページ等を適宜記入すること。
- (4) 使用する用紙は、特に指定のない限り、A4 縦長横書き両面とすること。
- (5) ページ数に制限がある場合には、遵守すること。
- (6) 文章に使用するフォントは原則として明朝体、10pt 以上とする（項目見出し等に用いるフォントについては、明朝体以外のフォントでもよい）。図中又は表中の文字に関しては、可能な限り 8pt 以上とすること。また、行間は読みやすさを考慮すること。なお、判読できない大きさの文字等が使用されている場合は、失格とすることがある。
- (7) 次に示す提出書類については、それぞれの書類単位で用紙中央・最下段に通し番号を付すこと。[該当ページ番号／各審査書単位の総ページ数]。
  - ・ 基礎審査に関する提出書類（様式第 5-1～5-3 号）
  - ・ 非価格要素審査に関する提出書類（様式第 6-1～6-17 号）
  - ・ 事業計画に関する提出書類（様式第 7-1～7-6 号）
- (8) 各書類の所定の欄に、市から交付された応募者名を記入すること。
- (9) 提出書類に記載内容を補助する目的の範囲内で簡易な図・表・写真を挿入して構わない。
- (10) 提出書類は、記載内容を補助する目的の範囲内で着色を行っても構わない。
- (11) CD-R/DVD-R の提出に当たっては、提出書類と同じ内容を保存するものとし、Microsoft 社の Word 及び Excel により作成するものとする（計算の数式や他のシートとのリンクが残ったままで提出すること）。また、「基礎審査に関する提出書類」「非価格要素審査に関する提出書類」「事業計画に関する提出書類」は、提出書類毎に PDF ファイルで一式まとめたファイルも保存すること。当該 CD-R/DVD-R には、上段に「(仮称) 松戸市リサイクルプラザ整備事業」、下段に「応募者名」「提出日」を明記し、任意の封筒に入れ封印し提出すること。
- (12) 図面は、JIS の建築製図通則に従い作図すること。